

## 「個人情報の取扱いに関する同意書」の提出について

### 技能実習生として活動していた方の実習が継続困難となった場合

従前所属していた監理団体等が外国人技能実習機構へ提出した「技能実習実施困難時届出書」の「技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因」が経営上・事業上の理由に該当している場合、雇用維持支援の対象となります。その場合、「個人情報の取扱いに関する同意書」を作成の上、出入国在留管理庁へ送付願います。

●技能実習実施困難時届出書については以下のURLからもダウンロード可能です。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00125.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00125.html)

●同意書の送付先

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 雇用維持支援担当

### 特定技能外国人として活動していた方が失業した場合

従前所属していた受入れ機関が地方出入国在留管理局へ届け出た「受入れ困難に係る届出書」の「事由の区分」が経営上の都合となっている場合又は「特定技能雇用契約に係る届出書」の「終了の事由」が経営上の都合となっている場合は、雇用維持支援の対象となります。その場合、「個人情報の取扱いに関する同意書」を作成の上、「受入れ困難に係る届出書」が提出された（届出がされた官署が不明な場合は、外国人の住居地を管轄する）地方出入国在留管理局へ送付願います。

●受入れ困難に係る届出書及び特定技能雇用契約に係る届出書については以下のURLからもダウンロード可能です。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00201.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html)

●同意書の送付先（地方出入国在留管理局）

QRコードを読み込み、メニュー欄から「組織・機構」のページを選択



### 上記以外の在留資格で活動していた方が失業等した場合

新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等された場合には、「個人情報の取扱いに関する同意書」を出入国在留管理庁へ送付願います。

●同意書の送付先

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 雇用維持支援担当

## 技能実習を修了した方で帰国が困難となった場合

予定された技能実習を修了した技能実習生が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う空港の閉鎖や移動の制限等を受けて、帰国便の確保や本国国内の居住地への帰宅が困難となった場合は、雇用維持支援の対象となります。その場合、「個人情報取扱いに関する同意書」を作成の上、出入国在留管理庁へ送付願います。

### ●同意書の送付先

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 雇用維持支援担当